

評議員及び役員の報酬等に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人東京恵明学園の評議員及び役員の報酬等について定めるものである。

(定義)

第2条 この規程でいう役員とは、理事及び監事をいう。

(評議員及び役員の報酬)

第3条 評議員が評議員会出席及び法人並びに施設の運営のために、理事長の命を受けてその業務にあたった場合は、別表1により定款第8条規定の範囲内での報酬を支払うことができる。なお、費用弁償分については報酬に含まれない。

2 理事が理事会出席及び法人及び施設の運営のために、理事長の命を受けてその業務にあたった場合は、別表1により報酬を支払うことができる。なお、費用弁償分については報酬に含まれない。

3 監事が監事会出席及び法人並びに施設の運営のために、理事長の命を受けてその業務にあたった場合は、別表1により報酬を支払うことができる。なお、費用弁償分については報酬に含まれない。

4 本条第2項及び第3項で理事及び監事に支払うことができる報酬は、総額500,000円を超えない範囲とする。但し、法人及び施設運営のために、理事長の命を受けその業務にあたった場合は、理事会の承認を得て当該報酬総額を超えて支払うことができる。

(出張旅費)

第4条 評議員及び役員が、法人業務のため出張する場合は、別表2により報酬及び旅費等を支給することができる。

2 旅費は、実費を支給する。

3 業務遂行に必要な経費を、実費を原則として支給できる。

4 旅費は実情を考慮し、増額することができる。

5 旅費等は原則として、出張終了後支払うこととするが、必要により事前に概算額を支払い、出張終了後精算することができる。

(適用除外)

第5条 施設の職員を兼務する役員は、この規程を適用しない。

(改正)

第6条 本規程を改正する必要がある場合には、評議員会の議決を経なければならない。

付 則

1 この規程は、平成29年4月1日より適用する

【新・支給基準】

別表1

区分	名称	報酬額	
イ	評議員及び役員 業務報酬等	25,000円	日 額(注1)
ロ	評議員の評議員会等 出席報酬	10,000円	日 額(注2)
ハ	理事の理事会等 出席報酬	10,000円	日 額(注2)
ニ	監事の監事会等 出席報酬	10,000円	日 額(注2)

(注1) 報酬額算定根拠 月額給与400,000円 年額6,400,00円

勤務日数

365-122日(公休96日+年休20日+正月・夏休6日)=243日

6,400,00円÷243日=26,377円 これを参考に決める

(注2) 諸会議出席報酬算定根拠

1回の諸会議時間を約3時間と想定し、「評議員及び役員業務報酬等」の金額を1日の労働時間を8時間として除し、これに3時間に乗じた下記の額を参考に算定する。但し、連続して同日に3回以上の会議に出席する場合は、区分イの報酬額を上限とする。

25,000円÷8時間×3時間=9,375円

別表2

旅 費	宿泊費	その他
実 費	実 費	実 費

平成28年10月15日現在